

松本市立大野川小中学校いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ防止等対策の基本方針

<いじめの定義>

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める事を旨として、いじめの防止対策を行う。

<基本方針>

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができ、いじめのない学校をつくるために、「松本市立大野川小中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級の雰囲気づくりに努める。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止のための組織

校務分掌に「いじめ不登校対策委員会」を設置する。校長・教頭・教務主任を中心に組織を構成する。また、必要に応じ、学校運営協議会委員・安曇警察官駐在所長や心理や福祉の専門家、医師など専門家等の参加を求めていく。

3 具体的ないじめ等防止のための方策

- (1) いじめ防止等のための日常的な取り組み

- ①子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ②児童生徒の問いを大切にした児童生徒に寄り添った授業を行い、学習に対する達成感・満足感を育てる。
- ③思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道德の時間や学級指導の時間、人権教育の時間などの指導を通して育む。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤「見て見ぬふり」は「いじめ」していることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥情報教育では、はじめに「情報モラル」指導用教材などを使い、「情報モラル」を守ることの大切さを指導する。
- ⑦職員は、子どもたちや保護者からの話や連絡に対して、傾聴の姿勢を大切にする。
- ⑧児童会・生徒会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動、山間三校での交流など、子どもたちの計画した活動を大切にする。
- ⑨「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、参観日や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩3ヶ月に1回、全校児童生徒に質問紙調査（いじめ・体罰も含めて）を実施し、児童生徒の様子を把握する。合わせて、必要があれば面談を行う。
- ⑪11月には、人権月間を実施、人権に関する授業を参観日で公開する等、全校で人権感覚を高める活動に取り組む。
- ⑫インターネット及び SNS 上でのいじめ対応としては、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性等、情報の特性をふまえながら、ネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修等積極的な啓発活動を行う。

(2) 早期発見・早期対応のための方策

- ①職員会議の時間に、児童生徒理解の時間を設け、全職員で児童生徒の情報を共有する。児童生徒に急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ②児童生徒の様子に少しでも変化を感じたら、教職員は、積極的に情報収集をし、教職員間の情報共有も速やかに行う。
- ③いじめに関する質問紙調査の結果等を活用し、児童生徒の人間関係の把握や学校生活等の悩みなどを把握し、児童生徒と共に解決に向けて取り組む。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを全校に周知する。また「相談窓口」の表示を行う。

- ②全職員で、「元気のない・いつもと様子が違う・職員会議で情報共有をした児童生徒」の情報収集を積極的に行う。
- ③いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、委員を招集して協議し、協議内容及び情報を全職員で共有する。

3 重大事態への対処

- (1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、松本市教育委員会及び、中信教育事務所に報告する。
- (2)「松本市教育委員会の設置する組織」の指導の下に大野川小中学校の「いじめ等対策委員会を母体とする組織」を設置し調査・報告等、迅速に対応する。